



# 保育について



## 1) 保育園

保育園とは、保護者が働いていたり、病気等のために家庭内で保育することができない時に、保護者に代わってお子さんを保育する児童福祉施設です。

○認定こども園…幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

錦江町役場 介護福祉課  
福祉チーム ☎22-3042  
田代支所 住民生活課  
☎25-2511

## ●錦江町内教育・保育提供施設

保育園等名称	定員	所在地	電話番号	開所時間	延長保育
法輪保育園	20	城元 777 番地	22-0010	7:00～19:00	18:00～19:00
めばえ保育園	20	神川 3141 番地 26	22-0768	7:00～18:00	なし
ひかり保育園	20	城元 4750 番地 3	29-0256	7:00～18:30	18:00～18:30
認定こども園 田代こども園	50	田代川原 275 番地 1	25-2037	7:00～19:00	18:00～19:00
認定こども園 大根占幼稚園	40	城元 517 番地 2	22-1233	7:00～19:00	18:00～19:00

### 保育の必要性の認定

保育施設等の申込みをするためには、まず**保育の必要性の認定を受けることが必須**です。以下の項目は保育の必要性の事由であり、そのいずれかに該当することにより保育の必要性が認められます。

項目	内 容	摘 要
①就 労	1か月に 48 時間以上労働することを常態としている場合	
②妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない場合	予定日の概ね2か月前から出産後3か月の末日の間入所できます。
③保護者の 病気・障がい	保護者が疾病や負傷している場合 保護者が精神や身体に障がいを有している場合	
④病人の看護	長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいを有する親族を常時看護している場合	
⑤災害の復旧	火災、風水害及び地震等により被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合	復旧に要する期間入所できます。
⑥求 職 中	保護者が求職活動をしている場合	入所日より3か月の末日まで入所できます。

⑦就学・職業訓練	学校教育法及び職業能力開発促進法等に規定する学校及び職業訓練校に通っている場合	卒業予定日または終了予定日の月末まで入所できます。
⑧児童の虐待・DV等	児童の虐待又は再発のおそれがある場合 配偶者からの暴力により児童の保育が困難な場合	
⑨育児休業・育児に専念	育児休業を取得する場合 育児に専念し、利用中の児童の継続利用が必要な場合	産後12か月の末日以内で入所できます。
⑩その他	上記に類する状態として市町村が認める場合	

### 保育料について

入園する児童の世帯構成や市町村民税から算出しますので、世帯により異なります。

年収360万円未満相当の世帯や、ひとり親世帯の子ども、また、所得に関係なく第3子以降(条件付き)は国の負担。年収360万円以上相当の世帯の第1子及び第2子は町独自による負担。なお、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料。詳しくは福祉(☎22-3042・田代支所 ☎25-2511)までお問い合わせください。

※延長保育費・通園送迎費、食材料費、行事費は保護者負担となります。ただし、食料費については、副食(おかずやおやつ等)の費用が免除されます。(主食は現物持参)

### 入園申し込みについて

- ・新年度(4月)からの入園の場合 → 町の広報誌でお知らせします。
  - ・年度途中申し込みについても、随時受け付けます。
- なお、年度当初の申込と違い、**利用申込順に入園案内**することとなります。

### 利用申込に必要な書類について

※書類不備の方は利用申込書の受け付けができません。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼利用申込書(児童1人1部ずつ必要)
- ②保育所入所調査票(兄弟姉妹が同時入所する場合は、児童3人まで1枚で可)
- ③同意書兼誓約書(保育の実施や保育料算定のための資料閲覧等の同意及び保育料納付等の誓約)
- ④保育が必要な事由に該当する証明書類(下表を参照)

保育の必要性の認定事由		必要書類
就 労	常勤・パート等	「勤務(予定)証明書」 ※父親・母親のそれぞれが必要となります。
	自営業・内職	「就労証明書」
妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産後間もない状態である	「母子健康手帳」(写し) ※表紙及び出産予定日が記入されているページ
	新生児の育児に専念するため利用中の兄弟姉妹が継続利用をすることが必要である場合	

保護者の 疾病・障がい	病気・怪我の場合	「病気・療養証明書」又は 「医師の診断書」(写し)
	右に該当する障がい者手帳等を持っている場合	「身体障がい者手帳」(写し) …第1種 「療育手帳」(写し) 「精神障がい者保健福祉手帳」(写し) …1級
	上記以外	その他、内容を証明するもの
病人の看護	長期にわたり、疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいのある親族を常時看護している	「看護証明書」
災害の復旧	火災、風水害及び地震などにより被災した場合	「防災証明書」等(写し)
求職中	求職活動をしている	「求職活動状況申立書」及び「ハローワークカード」(写し)
就学・職業 訓練	就学中の場合	「在学証明書」
	職業訓練校に通っている場合	職業訓練校に通っている状況がわかる証明書
育児休業	新生児の育児に専念するため利用中の兄弟姉妹が継続利用をすることが必要である場合	「勤務(予定)証明書」 ※産後休暇・育児休業中の方は、職場復帰日の欄に復帰日を記入してください。
児童の虐待・DVのおそれ		保護命令若しくはその他虐待又はDVの被害者である証明書
上記以外の要件の場合		児童を保育できない事を証明する書類 (例) 別居中・行方不明…「家庭状況調査票」等

※以下の書類は、該当する方だけの提出となります。

⑤在園(施設利用)証明書

保育料の減額を認定するために、保育施設以外の施設(幼稚園等)に在園している未就学児童(兄弟姉妹)がいる場合に必要です。

⑥保育料算定のための税額を証明するもの(転入者の方が対象です)

平成30年1月1日に住所が錦江町外にあった方 ⇒ 平成30年度市町村民税課税証明書

平成31年1月1日に住所が錦江町外にあった方 ⇒ 平成31年度市町村民税課税証明書

(平成31年度の市町村民税課税証明書は、6月以降に前住所地の役所において交付を受けて提出してください)

※上記以外の方は、保育料算定に必要な課税に関する書類の提出は不要です。

## 2) 特別保育事業(延長保育事業)

現に保育園に入園している児童のうち、保護者の勤務時間や通勤時間のため、通常の保育時間を超えて保育が必要な児童

※保育短時間

両親の1か月あたりの就労時間が、月48時間以上120時間未満の場合

…8時30分から16時30分

(※めばえのみ延長保育18:30まで)

延長保育	利用可能時間	延長保育
7:00	8:30	16:30
		19:00

## ※保育標準時間

両親の1か月あたりの就労時間が、ともに120時間以上の場合

利用可能時間	延長保育
7:00	18:00 19:00

施設名	保育短時間設定時間
法輪保育園	8時30分～16時30分の8時間
めばえ保育園	8時30分～16時30分の8時間
ひかり保育園	8時30分～16時30分の8時間

※保育短時間認定の子どもの保育時間(利用時間)帯以外の利用については、延長保育となります。

## 3) 休日保育等

保護者が日曜日、祝日などに就労しているなどにより、家庭で保育できない場合にお子さんをお預かりします。

### 対象児童

町内に住所を有し、保育所利用資格の認定を受けている児童または町内の保育施設に入所している児童

### 実施場所

認定こども園 田代こども園

### 実施日

日曜日、祝日(年末年始は除く)

### 実施時間

8時～17時

### 申し込み方法

毎年度本庁保健福祉課(福祉)または支所住民生活課(民生)へ登録申請を行ってください。



### 病後児保育について

病気の子どもは保育所に預かることができないため、病気が治るまで子どものそばで世話をしなければなりません。保護者が仕事の都合でどうしても休めない日もあります。

錦江町では、病気回復期にある子どもの一時的な保育や看護をする「病後児保育事業」を導入することで、子育てしやすい環境をつくり、子どもたちの健全な育成と保護者の子育て支援に取り組んでいます。

平成28年4月から大根占幼稚園で実施しており、町内の保育所に入所している児童が対象となります。

### 子育て短期入所生活支援事業(ショートステイ)

利用対象者は、町内に住所を有し、児童の保護者が疾病その他身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、また経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに短期入所を行うことができます。平成29年度から、町が委託している「かのや乳児院」(2歳未満)及び「大隅学舎」(2歳以上)において24時間体制で短期間(7日以内)預かります。

## 4) 幼稚園

### 幼稚園と保育園の違い

幼稚園は「教育施設」 保育園は「児童福祉施設」です。

錦江町役場 介護福祉課  
福祉チーム ☎22-3042  
田代支所 住民生活課  
☎25-2511

幼稚園名称	定員	所在地	電話番号	開所時間
田代幼稚園	70	田代川原280-1	25-2304	7:00~19:00
大根占幼稚園	50	城元517番地	22-1233	7:00~19:00

○昼食は給食が中心です。主食費（米など）は現物持参になります。

2歳未満の児童については、副食費（おかず代）として月額 4,500 円必要になりますが、保育料の中に含まれます。

3歳以上（毎年 4 月 1 日時点）の児童は令和元年 10 月 1 日からの無償化に伴い、国の免除または町の補助により無料となります。

### 利用手続き等のQ&A

(問1)求職活動中の場合、ずっと保育施設等に入れますか？

(答) 求職活動を理由とする保育施設等の利用期間は、連続3か月以内（90日を超える日の月末まで）です。また、年度内においても3か月以内です。利用開始後90日を超える日の月末までに、就職先が決まらない場合や「保育を必要とする証明書（求職活動状況申立書）」の提出がない場合は、保育施設等を退所することになります。

認定こども園については、1号認定での利用が可能な場合がありますので、該当施設へご相談ください。

※ 求職活動を行わない場合は、利用はできません。

(問2)月の就労時間は120時間を超えないが、週3日程度8時間程度勤務している。この場合は標準時間？短時間？

(答) 1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労が常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないと町が認める場合は、町の判断で保育標準時間認定することも可能であると考えています。

(問3)例えば1日の就労時間は5時間ですが、勤務時間帯が午後1時から午後6時までのため、保育時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間の利用時間を超えて、施設を利用せざるを得ない場合はどうですか？

(答) 1日の就労時間は8時間未満ですが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定の利用時間を超えて、施設を利用せざるを得ないと町が認める場合については、町の判断により、保育標準時間認定とすることも可能であると考えています。

(問4)1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系から、1か月の保育を必要とする時間帯が、まちまちの場合はどうですか？

(答) シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであって、主としている勤務時間のうち、最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合については、保育短時間認定を行うことが適当でないと町が認める場合、保育標準時間として認定することも可能であると考えています。

(問5)支給認定証とはどのようなものですか？

(答) 子ども・子育て支援新制度の教育・保育にかかる支給を受けるために必要な証明書で保護者からの申請により、錦江町が交付します。支給認定証には、氏名、住所、認定区分等が記載されています。

(問6)支給認定申請書の提出は毎年必要ですか？

(答) 認定証の有効期間内であれば、毎年申請書を提出していただく必要はありません。ただし、毎年度、現況届の提出が必要になります。これにより、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。なお、3号の認定証の有効期間は最長で満3歳に達する日の前々日までですが、3号認定から2号認定への切り替えについては、有効期間に合わせて、錦江町が職権で行いますので、支給認定申請書の提出は不要です。

(問7)1号から2号への支給認定区分の変更や、短時間から標準時間への保育必要量の変更がある場合、どのような手続が必要ですか？

(答) 支給認定証の有効期間内に、認定証に記載されている内容に変更があれば、本庁保健福祉課福祉チーム又は支所住民生活課民生チームに必ず届け出てください。

(問8)支給認定を受けて、保育所等を利用開始後、錦江町外へ転出したらどうなりますか？

(答) 支給認定有効期間内に、町外へ転出された場合には、支給認定は取り消しとなります。必ず、町へ届出を行い、支給認定証を返還してください。その上で、転出先市区町村へ新たに支給認定申請を行い、支給認定証の交付を受けてください。



# 小・中学校、高校・大学



## 1) 小学校入学までの流れ

錦江町役場 教育課  
☎22-0517

○ 10月 就学時健診

○ 1月末 教育委員会から入学通知書を発送

※町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。

小学校 6校 中学校 2校

	住所	連絡先	FAX
大根占小学校	馬場 20	22-0007	22-0107
神川小学校	神川 3295	22-0201	22-0103
宿利原小学校	神川 7260	23-0001	23-0110
池田小学校	城元 5324	29-0002	29-0007
田代小学校	田代麓 586-1	25-2002	25-2572
大原小学校	田代麓 4818	25-2003	25-2588
錦江中学校	城元 940	22-0009	22-0406
田代中学校	田代麓 5624	25-2006	25-2573

## 2) 就学援助制度

経済的な理由によりお子さんの就学諸費用にお困りの場合、保護者の方に学用品費・給食費などを補助する制度です。生活保護は受けていないものの、これに準ずる程度に生活が困難な方が対象になります。小学校入学前（就学時健診時）の説明、入学後には学校を通じて案内しています。

### 利用手続き等のQ&A

問1 指定校以外の学校に就学したい

特別な事情があると認められた場合は、手続きにより指定校の変更ができます。教育委員会へお問い合わせください。

問2 就学費用のことで困っています。

経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者の方へ、学用品費・給食費などの一部を援助する制度があります。教育委員会へお問い合わせください。

問3 お子さんの就学に不安がある(心身状態など)

発達の遅れや障がいのある児童・生徒について、就学に関する教育相談を随時行っています。

### 3) 放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

錦江町役場 介護福祉課  
福祉チーム ☎22-3042  
田代支所 住民生活課  
☎25-2511

	実施場所	TEL	対象学年	1人目料金	2人目料金
たけのこ学童クラブ	認定こども園 大根占幼稚園	27-4733	1～6年	5,500円	3,000円
田代学童クラブ	認定こども園 田代こども園	25-2037	1～6年	4,000円 7～8月のみ 5,000円	
法輪学童クラブ	法輪保育園	22-0010	1～6年	4,000円	2,000円
めばえ学童クラブ	めばえ保育園	22-0768	1～3年	5,500円	3,000円
ひかり学童クラブ	ひかり保育園	29-0256	1～6年	5,000円	3,500円

### 4) その他

#### ◆錦江町 MIRAI 寺子屋塾（公営塾）

（平成29年7月より開始）

未来づくり課 ☎25-1001

本町では、子どもたちが地方にいても都市部と変わらない学習機会・選択肢を持つように、ICTを活用した遠隔授業やWEBアプリによる学習教室を開設しています。

小学生（5～6年生）は、英語と算数、中学生（1～3年生）は、英語と数学の授業を定額料金で受講できます。  
・小学生 3,000円 ・中学生 4,000円

※初回のみテキスト料として、小学生 4,499円、中学生 4,554円を追加で徴収します。毎月25日に農協口座より引き落としとさせていただきます。

内容：週に1回、学習会場（大根占小学校パソコン室 or 田代小学校パソコン室）にコースごと集合して、みんなでライブ授業を受けたり、インターネットを活用して、自宅や自習会場で学習したりします。※本事業にはふるさと納税寄付金が活用されています。

#### ◆青少年健全育成事業

青少年健全育成事業の取り組み等は、教育課（☎22-0517）や社会福祉協議会（☎22-2000）にお問い合わせください。

### 5) 奨学補助制度（高校・大学）

高校や大学に在学中の方や、進学される方を対象に奨学資金の貸付制度があります。

希望される方は、教育委員会へお問い合わせください。

【奨学金の種類と貸与月額について】

・大学奨学生 月額 20,000円以内 ・高校奨学生 月額 15,000円以内

**応募資格** 高等学校、大学（高専、短大、専門学校、大学院など）に在学中や進学される方

**提出書類** 奨学資金貸付願出書・推薦調書（在学中の学校に依頼）

錦江町役場 教育課  
☎22-0517

# 障がいのあるお子さんへの支援

## 1) 手帳について

### ○身体障がい者手帳

身体障がい者手帳は、身体に障がいがある方が、福祉サービスを利用するために必要な手帳です。また、税の減免や交通・旅客運賃の割引などを活用できます。

手帳は、障がいの程度により、1級から6級までに区分されます。

錦江町役場 介護福祉課  
福祉チーム ☎22-3042  
田代支所 住民生活課  
☎25-2511

#### ◆対象者

身体障がい者等級表に掲げる視覚・聴覚・平衡・音声・言語またはそしゃく、上肢、下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、膀胱・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある者

#### ◆お持ちいただくもの

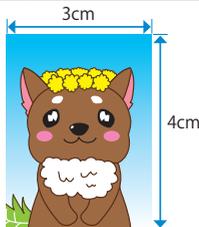
手続き		必要な場合	印鑑	写真	診断書	手帳
※交付申請		初めて手帳を受け取るとき	○	○	○	—
再交付申請	程度変更	障がいの程度が変わったとき	○	○	○	○
	障がい追加	他の障がい加わったとき	○	○	○	○
	再認定	再認定（診断）通知を受けたとき	△	△	○	○
	紛失	手帳をなくしたとき	○	○	—	—
	破損	手帳を破損したとき	○	○	—	○
	写真貼替	写真を貼り替えるとき	○	○	—	○
届出	居住地変更	住所が変わったとき	—	—	—	○
	氏名変更	名前が変わったとき	—	—	—	○
	返還	死亡、障がい者手帳の程度に該当しなくなったとき	—	—	—	○

凡例 ○：必ずお持ちください。 △：後日必要になる場合があります。

#### ◆写真について

縦4cm×横3cmの大きさで、無帽、上半身、撮影後1年以内のものを1枚お持ちください。（申請書に貼り付けしないでください。）

※フォトプリント用の用紙に印刷したものに限りです。



#### ◆診断書について

障がい別の所定の身体障がい診断書・意見書（申請前6か月以内に診断を受けたもの）が必要になります。県が指定した医師以外によるものは無効です。

※町外へ転出する場合には、転出先の市役所、町村役場へ、住民票の届けとは別に、障がい福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください。

## 注意事項

### ◆再認定について

身体障がい者手帳の障がい程度が、成長、進行性の病変または更生医療の適用等により変化が予想される場合は、再認定を行い、障がいの現状を判断する必要があります。再認定対象者には、手帳交付時に通知いたします。再認定は、身体障がい者手帳の申請をされたのと同様に、身体障がい者福祉法第15条の規定に基づき医師の診断を受け、身体障がい者診断書・意見書を提出していただくことになります。

大隅児童相談所 住所：鹿屋市打馬2-16-6 TEL：0994-43-7011（内線472）

## ○療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方が一貫した療育・援助を受け、この手帳を見せることにより様々な福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。手帳は、障がいの程度により、A1, A2, B1, B2に区分されます。

### ◆対象者

児童相談所で知的障がいと判定された方

### ◆お持ちいただくもの

手続き		必要な場合	写真	手帳	印鑑
※①交付申請		初めて手帳を受け取るとき	○	—	○
転入届		他都道府県、他市町村から転入した時	—	○	○
※②再判定		次の判定年月日の約2ヶ月前になった時	○	○	○
再交付 申請	紛失	手帳をなくしたとき	○	—	○
	破損	手帳を破損したとき	○	○	○
記載事項 変更届	住所変更	本人または保護者の住所が変わったとき	—	○	○
	氏名変更	本人または保護者の名前が変わったとき	—	○	○
	その他	身体障がい者手帳の交付状況等が変わったとき	—	○	○
返還届	死亡	本人がなくなったとき	—	○	○

凡例 ○：必ずお持ちください。

※①交付申請の時は、事前に児童相談所への判定の予約が必要です。

※②再判定の時は、児童相談所へ、手帳所持者が予約をし、再判定を受けてください。（申請の必要はありません。）

### ◆写真について

縦4cm×横3cmの大きさで、無帽、上半身、撮影後1年以内のものを1枚お持ちください。（申請書に貼り付けないでください。）

※フォトプリント用の用紙に印刷したものに限りません。



## 注意事項

※町外へ転出する場合には、転出先の市役所、町村役場へ、住民票の届けとは別に、障がい福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください。

## ○精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者保健福祉手帳は、精神に障がいのある方が各種サービスの支援策が講じられることを促進し、社会復帰と自立と社会参加の促進を図ることができます。

手帳は障がいの程度により、1級から3級までに区分されます。

### ◆対象者

精神疾患を有する者（知的障がいを除く）のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者。

### ◆お持ちいただくもの

手続き	必要な場合	申請書 ※1	写真	印鑑	添付書類 ※2	手帳
新規交付申請	初めて手帳を受けるとき	○	○	○	○	—
更新	有効期限が切れたとき	○	△※3	○	○	○
程度変更	障がいの程度が変わったとき	○	○	○	○	—
紛失	手帳をなくしたとき	—	○	○	—	—
破損	手帳を破損したとき	—	○	○	—	○
居住地変更	住所が変わったとき	—	—	○	—	○
氏名変更	名前が変わったとき	—	—	○	—	○
返還	死亡したとき	—	—	○	—	○

凡例 ○：必ずお持ちください。

※1…申請書は保健福祉課にあります。

※2…添付書類は（ア・イのいずれか）

ア：医師の診断書（精神障がい者保健福祉手帳用）

イ：障がい者年金関係書類（精神障がいを事由とする）及び同意書

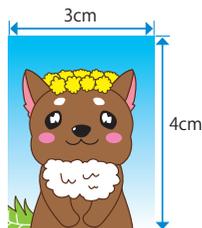
【関係書類の例】年金証書の写し、裁定通知書の写し、直近振込通知書の写しなど

※3…現在受けている手帳（写真付）で5回目の更新時には必要です。旧制度の手帳を更新する場合も必要です。

### ◆写真について

縦4cm×横3cmの大きさで、無帽、上半身、撮影後1年以内のものを1枚お持ちください。（申請書に貼り付けしないでください。）

※フォトプリント用の用紙に印刷したものに限りません。



### ◆注意事項

・初診日から6ヶ月以上経過している方。

・精神障がい者保健福祉手帳の有効期限は2年間です。

（有効期限のおおむね3ヶ月前から更新手続きができます。）

・申請をしてから手帳の交付までには2ヶ月程かかります。

※町外へ転出する場合には、転出先の市役所、町村役場へ、住民票の届けとは別に、障がい福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください。

## 2) 各種手当、共済など

### ○特別児童扶養手当

#### ◆対象者

重度もしくは中度の身体障がいまたは、知的障がい、精神障がいがある20歳未満の在宅の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方。

身体障がい	身体障がい者手帳1級から3級及び4級の一部程度 (内部障がいについては、日常生活が著しい制限を受ける程度のもの)
知的障がい	療育手帳A1、A2、B1程度
精神障がい	上記の身体障がい、知的障がいに準ずる程度のもの(日常生活が著しい制限を受けるもの)

#### ◆内容

**支給額(月額)** 1級:52,200円 2級:34,770円

※支給額は、年によって変動する場合があります。

※町外へ転出する場合には、転出先の市役所、町村役場へ、住民票の届けとは別に、障がい福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください。

**支給方法** □座振替

**支給時期** 年3回(4月、8月、11月期(4月・8月・11月の10日))

#### ◆お持ちいただくもの

- ・認定請求書 ・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票の写し
- ・認定診断書 ・日常生活の状況について
- ・身体障がい者手帳または療育手帳(お持ちの方のみ)
- ・マイナンバーカード又は通知カード(保護者及び児童)
- ・印鑑・振込先口座申出書
- ・保護者(受給者)名義の預金通帳
- ・保護者(受給者)が対象児童と別居している場合は、別居監護申立書

#### ◆申請時期…随時

##### 注意事項

障がいを支給事由とする公的年金と併給はできません。  
施設入所児は除きます。所得制限があります。



## ○障がい児福祉手当

### ◆対象者

町内に住所がある 20 歳未満の児童で、身体障がい者手帳 1 級及び 2 級の一部並びに、療育手帳の一部に該当する者

### ◆内容

支給額（月額）…14,790円（※支給額は、年によって変動する場合があります。）

支給方法…口座振替

支給時期…年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）

#### ◆お持ちいただくもの

- ・認定請求書
- ・戸籍謄本
- ・認定診断書
- ・身体障がい者手帳または療育手帳（お持ちの方のみ）
- ・マイナンバーカード又は通知カード（保護者及び児童）
- ・本人（対象児童）名義の預金通帳（ゆうちょ銀行は振込専用の口座番号が必要です）
- ・所得状況届
- ・所得証明書
- ・印鑑

### ◆申請時期…随時

#### 注意事項

施設入所児は除きます。所得制限があります。障がいを支給事由とする公的年金と併給はできません。



## ○障がい者扶養共済

### ◆対象者

障がいのある方（身体障がい者手帳 1～3 級、療育手帳 A1～B2 及び精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級程度の永続的障がいを有する者）を扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）で、次のすべての要件を満たしている者

- ・町内に住所があること
  - ・加入時（口数を追加される場合は、口数追加時）の年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の 4 月 1 日時点の年齢が満 65 歳未満であること
  - ・特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ※健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります

### ◆内容

障がいのある方を扶養している保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を払い込み、加入者がお亡くなりになった、または著しい障がいを有する状態となったとき、加入者が扶養していた障がいのある方に月額一口 20,000 円の年金を支給します。

1 人の障がいのある方につき二口まで加入できます。

加入者は、1 人の障がいのある方に対して 1 人です。2 人以上で同一の障がいのある方の加入者になることはできません。

## ◆掛金について

### 1. 掛金月額

掛金の月額は、加入時（口数を追加される場合は口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。（9,300円～23,300円）

※掛金は改定される場合があります。

### 2. 掛金の減免

掛金の納付が困難な方等に対して、掛金の減免を行っています。詳しくは県障がい福祉課または保健福祉課までお問合せください。

**県障がい福祉課 TEL:099-286-2744**

## ○弔慰金の支給について

加入期間が1年以上で、障がいのある方が加入者より先にお亡くなりになられた時は、加入者に対し加入期間（後から口数を追加された分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に弔慰金が支給されます。

1～5年未満 … 50,000円

5～20年未満 … 125,000円

20年以上 … 250,000円

※制度の見直し等により、弔慰金の額が改定される場合があります。

### ◆お持ちいただくもの◆

- ・印鑑
- ・障がいの程度を証明する書類（手帳）など

### 注意事項

各手続きにより必要書類が異なりますので県障がい福祉課または保健福祉課までお問い合わせください。

**県障がい福祉課 TEL:099-286-2744**



### 3) 各種障がい福祉サービス

#### ○障がい児支援サービス

障がい児支援サービスは、通所などにより障がい特性に合わせた専門的な支援を提供するものです。

サービス名	内容
児童発達支援	通所などにおいて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うものです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において生活能力向上のための訓練などを行うものです。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適用することができるよう、身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切かつ効率的な支援を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが難しく著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、基本的な動作指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

#### ○障がい児支援サービス利用の手続き

障がい児支援サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになります。

①相談・情報収集	<b>相談場所</b> 介護福祉課 サービス提供事業所 相談支援事業所
②支給申請	<b>申請窓口</b> 介護福祉課 <b>提出書類</b> 支給申請書 同意書 障がい児相談支援支給申請書 障がい児相談支援依頼（変更）届出書
③聴き取り	障がいや生活の状況について聴き取りを行います。
④サービス利用意向の聴き取り	相談支援事業所により聞き取りを行い、利用したいサービス等を含んだサービス利用計画書を役場に提出してもらいます。
⑤支給決定	サービス利用計画書生活状況等を勘案し、障がい児支援サービスの支給量と利用者負担額の上限月額を決定します。
⑥受給者証の発行	支給決定した内容を受給証に記載して利用者へ交付します。
⑦利用の申し込みと契約	交付された受給者証を指定サービス事業者へ提示して、サービス内容を確認し、利用に関する契約を結びます。
⑧サービス利用	利用者が契約したサービス事業者からサービス提供を受けます。
⑨利用者負担額の支払い	サービスを利用した場合は、利用者負担額を事業者へ直接支払います。事業者は提供したサービスについての給付費（利用者負担額を除く）を町役場に請求します。

## ○障がい児の利用者負担

◆障がい児支援サービスの定率負担は、原則 1 割ですが、所得に応じて 4 区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0 円	
低所得	町民税非課税世帯	0 円	
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	居宅で生活する障がい児	4,600 円
		居宅で生活する障がい者及び 20 歳未満の施設入所者	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円	

※就学前の満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間は無償化となります。

### ◆利用できるサービス提供事業所

町内には利用可能なサービス事業所はありません。詳細については、介護福祉課までお問い合わせください。

## ○自立支援医療（育成医療）

**対象者** 18 歳未満の児童

**内容** 障がい部位に対する手術等により、障がいを軽減し、日常生活の便宜を図るための医療の給付を行います。  
利用にあたっては、医療を開始する前に必ず申請を行ってください。また、身体障がい者手帳を所持していなくても対象となります。



### 注意事項

診断・手術等を行う医療機関は指定されていますので、あらかじめご相談ください。原則として費用の 1 割の自己負担と所得に応じた上限額の設定があります。

#### ◆お持ちいただくもの

- ・支給申請書 ・印鑑 ・健康保険証（写し）
- ・育成医療意見書（指定医療機関医師によるもの）
- ・税務情報閲覧に関する同意書 ・特定疾病療養受給者証（該当者のみ）
- ・マイナンバーカード又は通知カード（受診者と同一保険の加入者全員分）

## ○日中一時支援事業

◆対象者：常時介護を必要とする障がい児・者等

### ◆内容

介護者の必要に応じ、錦江町に登録した事業所等において障がい児・者の日中活動の場所を一時的に提供することにより、介護者の就労支援、一時的な休息を図ります。利用者の身体状況等により 1 か月の利用日数が決定されます。

## ◆利用料

食費・光熱水費等実費については直接事業所にお支払いいただきます。町にお支払いいただく利用料はありません。

### ◆お持ちいただくもの

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか
- ・手帳等をお持ちでない場合は介護を必要とする証明書  
(医師の診断書、児童相談所の判定書等)
- ・印鑑

## 注意事項

2年に1回の申請が必要になります。

錦江町に登録した支援事業所でのみサービスの利用が可能ですので、事前に保健福祉課までお問い合わせください。

(令和2年3月16日現在)

名称	郵便番号	所在地	電話	QRコード
ちょこっと (Just a Little)	893-0064	鹿屋市西原2丁目553	0994-42-0443	
(株) バストサポート おおすみ	893-1612	東串良町池之原1233 番地	0994-63-2699	
まあむ (株) 綾福祉会	893-0056	鹿屋市上野町4790番地 1	0994-45-7136	
和光学園 (社会福祉法人 愛光会)	891-2303	鹿屋市海道町156番地	0994-46-2956	

## ○移動支援事業

◆対象者：外出時に支援が必要な障がい児・者等

◆内容

- ・障がい児・者等の外出における個別への移動支援
  - ・複数の障がい児・者等からなるグループの外出における集団への移動支援
- ※サービスの提供範囲については、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。

◆利用料：無料

### ◆お持ちいただくもの

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか
- ・手帳等をお持ちでない場合は介護を必要とする証明書(医師の診断書、児童相談所の判定書等)
- ・印鑑

### 注意事項

- ・2年に1回の申請が必要になります。
- ・錦江町に登録した事業所でのみサービスの利用が可能ですので事前に保健福祉課へお問い合わせください。

名称	郵便番号	所在地	電話	QRコード
和光学園 (社会福祉法人 愛光会)	891-2303	鹿屋市海道町 156 番地	0994-46-2956	

## 4) 発達上の心配や障がいのある児童・生徒の就学

錦江町役場 教育課  
☎22-0517

「どんな学校や学級があるの?」「わが子に合ったサポートが受けられるのかしら」「どこに相談をすればいいんだろう」など、わからないことや不安な点が多くあると思います。お子さんのこれからの成長を願って、一人一人に最もふさわしい教育環境や支援のあり方を共に考え、決定していきます。



### ●特別支援教育

少しわかりやすく言い換えると、「それぞれのこどもの障がいや特性に応じて、具体的な指導や支援を行うことで、苦手なことを補い、本来持っている能力を伸ばすための教育」となります。

- 例えば……
- ・専門性のある教員や支援員といった人的な配置
  - ・落ち着いて学習できる環境の整備
  - ・わかりやすい教材の工夫
  - ・不安感を和らげるような声掛け
  - ・相談体制や場所の確保など
  - ・就学相談

教育委員会の相談員がお子さんの参観、保護者との懇談を行います。早い時期から準備が大切とされていますので、年中児から相談を始めています。より良い就学についての相談の他、日頃の子育ての悩みもお聞きします。

### ◆学校見学・体験

特別支援学校（養護学校）、町内への小学校への見学や体験をお勧めしています。学校公開日以外にも、個別に申し込むことが可能です。見学の際は、事前連絡をお願いします。実際に説明を聞くことで、疑問点が解決したり、不安が和らいだりしたという方もいらっしゃいます。

## ◆就学先の決定

お子さんの障がいの様子やご家庭の希望、専門家の意見、学校や地域の状況などを総合的に勘案し、教育委員会に設置された委員会の助言及び判断を経て、最も適した就学先を決定します。特別支援学校に就学される場合は、10月末までに県教育委員会に通知しなくてはならないために、スケジュールに余裕を持って準備を進めるように心がけています。

## ●近隣の特別支援学校

学校名	住所	T E L	F A X	種別
鹿屋養護学校	鹿屋市大浦町 14000	0994-44-5109	0994-44-5239	知的障がい・ 肢体不自由
加治木養護学校	始良市加治木町木田 1784	0995-63-5729	0995-63-5498	病弱・肢体 不自由
鹿児島盲学校	鹿児島市西谷山一丁 目 3 番 3 号	099-263-6660	099-263-6659	視覚障がい
鹿児島聾学校	鹿児島市下伊敷一丁 目 52-27	099-228-2200	099-228-2211	聴覚障がい

## ◆特別支援学級

通常の学級における指導だけでは、十分に効果を上げることが難しいお子さんのために編成された少人数の学級です。令和2年度の町内小中学校の設置状況は、「知的障がい」が小学校3校・中学校1校、「自閉症・情緒障がい学級」が1校です。

## ◆通級指導教室

発音や言葉が気になるなど、一部特別な支援を必要とするお子さんを対象に、教育的な支援を行う教室です。お子さんのニーズに応じて、週1時間鹿屋市の小学校で通級し、学びます。

教室名	対象となるお子さん	設置学校
ことばの教室	言語障がい 話し方に特徴がある。コミュニケーションがとりにくい。 ことばの発達が心配。	鹿屋小学校 西原台小学校

## 5) 障がいについての相談・情報提供窓口

### 1. 障がい福祉についての総合的なご相談は

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
錦江町介護福祉課	893-2392	錦江町城元 963	22-3043	28-3367
肝属地区障がい者 基幹相談支援センター	893-0006	鹿屋市向江町 29-2 (鹿屋市社会福祉会館内)	0994-35-4801	43-2050

#### ◆障がい者基幹相談支援センター

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、専門職員が、面接・電話・訪問等により、保健・福祉サービス利用の援助、職業に関する相談、その他の生活全般に関する相談支援を行います。

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
肝属地区障がい者 基幹相談支援センター	893-0006	鹿屋市向江町 29-2 (鹿屋市社会福祉会館内)	0994-35-4801	43-2050

### 2. 18歳未満の児童についての総合的なご相談は

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
大隅児童相談所	893-0011	鹿屋市打馬 2-16-6	0994-43-7011	43-7016
児童相談所 虐待対応ダイヤル			189 ※通話料無料	

### 3. 保健・医療についての総合的なご相談は

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
錦江町介護福祉課	893-2392	錦江町城元 963	22-3041	28-3367
鹿児島県精神保健福祉センター	893-0021	鹿児島市小野 1-1-1	099-218-4755	099-228-9556

### 4. 高次脳機能障がいについての総合的なご相談は

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
高次脳機能障がい者 支援センター	890-0021	鹿児島市小野 1-1-1	099-228-9568	099-228-9556

高次脳機能障がいとは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態をいいます。

注意力の低下、新しい事が覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また外見上での判断は難しいため、周囲の理解が得られにくいです。

## 5. 就労・雇用についてのご相談は

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
ハローワークかのや (鹿屋公共職業安定所)	893-0007	鹿屋市北田町3-3-11	0994-42-4135	44-9546
おすすめ障がい者就業・生活支援センター	893-0006	鹿屋市向江町29-2 (鹿屋市社会福祉会館内)	0994-35-0811	35-0812

◆ハローワークかのやでは、心身障がい者を対象とした短期間雇用（原則3ヶ月）を通して、常用雇用移行へのきっかけ支援を行う障がい者トライアル雇用を行っております。詳細はハローワークかのやまでお問い合わせください。

◆障がい福祉サービスの中の就労移行支援・就労継続支援について、一般企業への就職が困難な障がいのある方に就労機会を提供するとともに、就労に対する知識と能力の向上に必要な訓練を提供する事業です。

### ●就労移行支援

企業などへの一般就労を希望し、知識・能力の向上や実習を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の方に対して、事業所内での作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを行う。

### ●就労継続支援 A 型

就労移行支援を利用した結果、現時点では企業などに就労することが困難と判断された障がい者に、雇用契約に基づく就労機会を提供する。

### ●就労継続支援 B 型

就労移行支援を利用した結果、現時点では企業に就労すること、雇用契約に基づく就労が困難と判断された障がい者に対して、就労機会の提供及び知識・能力の向上のために必要な訓練を支援する。





# ひとり親家庭への支援



## 1) 手当・助成

### ●ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の母、父および児童、父母のいない児童とその児童を養育する者を対象に、健康保険適用分の医療費（医科・歯科・調剤など）が助成されています。所得税制限があります。

### ●児童扶養手当

児童扶養手当とは、離婚などの理由により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している方に対して手当を支給することにより、家庭生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

#### ◆対象者

手当を受けられる方は、日本国内に住民登録し、次の支給要件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している父又は母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方です。

以下の条件にあてはまる児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、及び養育者（母又は父が監護しない場合）の方

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父又は母が死亡した児童
- 父又は母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級相当）にある児童
- 父又は母の生死が明らかでない児童
- 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 父母とも不明である児童

※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は18歳に達した場合でも、心身に中程度以上の障がいを有する場合は、20歳未満の者。

※支給には申請が必要で、その他の支給要件もあります。それらの支給要件に該当するかは、ご相談ください。

錦江町役場 介護福祉課 福祉チーム  
☎22-3042

田代支所 住民生活課 ☎25-2511

お持ちいただくもの

- 印鑑
- 健康保険証
- 通帳

お持ちいただくもの

- 戸籍謄本
- 住民票（個人番号記載）
- 印鑑

その他必要書類は窓口へご確認ください。

## ◆手当額（令和2年4月現在）月額

区分	第1子	第2子	第3子以降
全部支給	43,160円	10,190円を加算	1人につき6,110円ずつ加算
一部支給	43,150円～10,180円	10,180円～5,100円	1人につき6,100円から3,060円ずつ加算

## 2) 母子家庭等自立支援給付金（事前申請が必要）

母子・父子家庭の母、父の主体的な能力開発への支援のために、自立支援教育訓練給付金と高等技能訓練促進費があります。受講費用などの一部を支給します。

お持ちいただくもの

- 印鑑
- 健康保険証
- 通帳

## ●母子・寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸し付け相談をおこなっています。

○貸付の種類について

- ・修学資金（高校～大学）
- ・修業資金
- ・就学支度資金
- ・事業開始資金
- ・就職支度資金
- ・結婚資金
- ・事業継続資金
- ・住宅資金
- ・生活資金
- ・技術習得資金
- ・転宅資金
- ・療養資金

お持ちいただくもの

- 印鑑
- 健康保険証
- 通帳





# 医療機関リスト等



## 休日当番医

休日当番医は、日・祝日などに急を要する症状となった場合に、初期の救急医療として診察を行う医療機関です。休日に急な発熱・下痢・嘔吐などの症状が出たときは、その日の休日当番医（休日当番医は広報誌をご確認ください。）へご相談ください。

医療機関名	住所	TEL
肝属郡医師会立病院	錦江町神川 135 番地 3	22-3111
藤崎クリニック	錦江町城元 96-6	22-2238
大根占医院	錦江町馬場 445-2	22-2658
長浜医院	錦江町城元 895-6	22-0137
濱畑クリニック	錦江町田代川原 403	25-2575
じょうさいクリニック	南大隅町根占川南 3772	24-2977
津崎医院	南大隅町根占川北 1725	24-2153



## 町内医療機関等リスト

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう!



病院名	診療科	TEL
肝属郡医師会立病院	内科・神経内科・外科・消化器内科・泌尿器科・眼科・整形外科・循環器内科・糖尿病内科・呼吸器内科・肝臓内科・血液内科・物忘れ外来	22-3111
藤崎クリニック	外科・胃腸科・内科	22-2238
大根占医院	内科・脳神経外科・理学診療科	22-2658
長浜医院	内科・外科・耳鼻咽喉科	22-0137
濱畑クリニック	内科・整形外科・リハビリテーション科	25-2575
池田へき地診療所	内科・外科	29-0737
宿利原巡回診療所	内科・外科	23-0060

## 歯科医院

病院名	訪問診療	TEL
岩城歯科医院	訪問診療 可	22-0106
神田歯科医院	訪問診療 可	25-2058
川前歯科医院	訪問診療 可	22-0248
坂元歯科医院	訪問診療 可	22-0118

## 薬 局

薬局名	店舗名	住所	TEL
かわごえ薬局	本店	城元 585-1 (相談薬局)	22-0005
	役場前店	城元 734 (処方箋薬局)	22-3316
	塩屋店	城元 100-5 (処方箋薬局)	28-3155
川口薬局		馬場 423-3	22-2265
肝属調剤薬局	NPO 法人	神川 175-1	22-3123
おおすみ薬局	田代店	田代川原 433-4	25-1446

## 役場案内

所在地：893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元 963 番地

部局	課・局等	チーム	事務	電話番号
町長 部局	総務課	総務チーム	人事、給与、文書管理、 情報公開、庁舎管理、 公用車管理、財政全般、 予算、消防交通、自治会、 財産管理、電算	22-0511
	政策企画課	政策企画チーム	企画調整、行政改革、広 報統計、企業誘致	22-3032
	未来づくり課	未来づくりチーム	市町村まち・ひと・しご と創生総合戦略、ふるさ と納税、移住定住誘致	25-1001
	住民税務課	税務チーム 住民チーム	町税、国民健康保険税、 各種証明、年金、戸籍、 環境衛生	税務 22-3037 住民 22-3039

	健康保険課	福祉チーム	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、福祉、健康づくり、子育て世代包括支援センター、保健衛生、地域包括支援センター	福祉 22-3042
		介護チーム		介護22-3043
		健康増進・保険		健増 22-3044
	産業振興課	経済チーム	農政、商工、作物、畜産、林務、水産、耕地、治山、農道、林道	経済 22-3034
		生産振興チーム		生産振興・基盤整備 22-3036
		基盤整備チーム		
	建設課	建設チーム	町道、河川、都市計画、建築確認、登記事務、水道、住宅	22-3033
		水道チーム		
		住宅チーム		
	会計課		会計、用度関係	22-3038
農業委員会事務局		農業委員会	22-3035	
教育委員会	教育課	教育総務チーム	学校教育、給食センター、生涯学習、文化振興、社会体育、社会教育	22-0517
		生涯学習チーム		
議会	議会議務局 (監査委員事務局)		議会、監査	22-3045
選管	選挙管理委員会事務局		選挙	22-3040

支所

所在地：893 - 2492 鹿児島県肝属郡錦江町田代麓 827 番地1

部局	課・局等	チーム	事務	電話番号
町長 部局	観光交流課	観光交流チーム	観光、特産品、都市交流	28-2488
	住民生活課	税務地籍チーム	消防交通、会計、財産管理、自治会、公用車管理、庁舎管理、町税、国民健康保険税、地籍調査、福祉、保健衛生、健康づくり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、戸籍、各種証明	25-2511
		民生チーム		
	産業建設課	建設チーム	町道、河川、耕地、治山、農道、林道、水道、農業集落排水、農政、畜産、林務、農業委員会	
経済チーム				

# 各種母子事業一覧・相談窓口情報

## 乳児健診

会場 錦江町総合交流センター  
受付時間 13:00～13:15  
☆3～4か月児健診  
対象者 産婦、3～4か月児  
内容 身体測定、問診、検尿・血圧(産婦)、  
内科診察、個別指導  
★7～8か月児健診  
対象者 7～8か月児  
内容 身体測定、問診、  
内科診察、個別指導

## 1歳6か月児健診

会場 錦江町総合交流センター  
受付時間 13:00～13:15  
対象者 1歳6か月児～1歳8か月児  
内容 身体測定、問診、検尿、  
内科・歯科診察、個別指導、  
フッ素塗布

## 母子相談

受付 午前10:00～10:30  
場所 錦江町総合交流センター  
田代保健福祉センター  
対象者 乳幼児とその保護者  
内容 身体測定、生活指導、虫歯予防処置  
お誕生相談(1歳児)

## マミー運動教室

受付 10:00～  
場所 錦江町総合交流センター  
田代保健福祉センター  
対象者 産後2か月以降の母親  
内容 ベビービクス、骨盤呼吸法(骨盤  
ストレッチ・骨盤チェック)  
※子育て支援センター(大根占・田代)へ申  
し込んでください。  
・大根占支援センター 080-6452-1658  
・田代支援センター 0994-25-2037

## 3歳児健診

会場 錦江町総合交流センター  
受付時間 13:00～13:15  
対象者 3歳6か月児～3歳7か月児  
内容 身体測定、問診、検尿、  
内科・歯科健診、個別指導、  
フッ素塗布

## 1・2・3歳児歯科健診

会場 錦江町総合交流センター  
受付時間 13:00～13:15  
対象者 1歳児、2歳児、  
2歳6か月児、3歳児  
保護者(1歳児)  
内容 問診、歯科診察、フッ素塗布、  
集団指導、個別指導、  
歯科診察(1歳児の保護者)

## たんぽぽ教室

受付 午前10:00～10:30  
場所 錦江町総合交流センター  
対象者 乳幼児とその保護者  
内容 遊びを通して子育てを学ぶ

## 妊婦教室・ひよこルーム

受付 午後1:00～1:15  
場所 錦江町総合交流センター  
妊婦教室対象者 母子健康手帳交付者  
(おばあちゃんと参加可)  
ひよこルーム対象者 1～2か月児と母親

## 離乳食教室

受付 午前9:15～9:30  
対象者 ごっくん教室 5～6か月児  
かみかみ教室 8～10か月児  
ぱくぱく教室 1歳児



# 相談窓口情報



あなたを支える「つながり」があります。ひとりで悩まずにご相談ください。

## こころの健康・いのちに関する相談

錦江町子育て世代包括支援センター「たんぼぼ」	0994-22-3044	月～金	8:30～17:15
おおすみ寄り添いなんでも相談会	巡回相談：錦江町役場相談室 毎月第2金曜日 13:00～16:00 おおすみいのちつなぐ ほっとテレフォン 0120-836-183 LINE アカウント「@oosumi-yorisoji」		
かごしま 8050 ネットワーク	0994-37-5639	月～金	10:00～16:00
鹿児島県精神保健福祉センター	099-218-4755	月～金	8:30～17:00
鹿児島いのちの電話	099-250-7000	365日	24時間
よりそいホットライン	0120-279-338	365日	24時間

## 借金・多重債務・生活困窮に関する相談

鹿児島県消費生活センター	099-224-0999	月～金	9:00～17:00
		土	10:00～16:00
法テラス鹿児島	050-3383-5525	月～金	9:00～17:00

## 家族関係・男女関係・DVに関する相談

鹿児島県女性相談センター	099-222-1467	月～水、金曜日	8:30～17:00
		木曜日	8:30～20:00
		日曜日	9:00～15:00
鹿児島県男女共同参画センター	099-221-6630 か 6631	※電話・面接相談など	

## 子育て・教育に関する相談

かごしま教育ホットライン 24	0120-783-574	365日	24時間
子ども・家庭 110 番	099-275-4152	月～金	9:00～22:00

## ネット問題・被害に関する相談

NPO 法人ネットポリス鹿児島	メールアドレス「meyasubako@npk.from.tv」 LINEアカウント「webpnpk」		
-----------------	---	--	--

## 相談先がわからないときは…

錦江町役場 介護福祉課	0994-22-3042	月～金	8:30～17:15
電話・メール・SNS など様々な方法の相談窓口を紹介しています。	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">支援情報検索サイト</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">検索</div> </div>		

各種母子事業一覧





---

## 錦江町子育て世代包括支援センター「たんぽぽ」

錦江町役場 健康福祉課 健康増進チーム ☎ 22-3044  
田代支所 住民生活課 民生チーム ☎ 25-2511

---

令和4年4月発行